

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年7月11日(2013.7.11)

【公表番号】特表2012-528162(P2012-528162A)

【公表日】平成24年11月12日(2012.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-047

【出願番号】特願2012-513143(P2012-513143)

【国際特許分類】

A 01 N	35/02	(2006.01)
A 01 N	43/64	(2006.01)
A 01 N	43/90	(2006.01)
A 01 N	33/20	(2006.01)
A 01 P	3/00	(2006.01)
A 01 N	25/02	(2006.01)
A 61 L	2/18	(2006.01)
C 02 F	1/50	(2006.01)
C 02 F	1/76	(2006.01)

【F I】

A 01 N	35/02	
A 01 N	43/64	1 0 4
A 01 N	43/90	1 0 5
A 01 N	33/20	1 0 1
A 01 P	3/00	
A 01 N	25/02	
A 61 L	2/18	
C 02 F	1/50	5 1 0 A
C 02 F	1/50	5 3 2 D
C 02 F	1/50	5 3 2 H
C 02 F	1/50	5 4 0 B
C 02 F	1/50	5 2 0 F
C 02 F	1/50	5 2 0 J
C 02 F	1/50	5 2 0 K
C 02 F	1/50	5 2 0 P
C 02 F	1/50	5 3 2 C
C 02 F	1/76	A

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月21日(2013.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グルタルアルデヒド、及び

1 - (3 - クロロアリル) - 3 , 5 , 7 - トリアザ - 1 - アゾニアアダマンタン、トリス(ヒドロキシメチル) - ニトロメタン、及びヘキサヒドロトリアジン化合物から成る群から選択された殺生物化合物

を含んで成る組成物。

【請求項 2】

該殺生物化合物が、1-(3-クロロアリル)-3,5,7-トリアザ-1-アゾニアアダマンタンである、請求項1に記載の組成物。

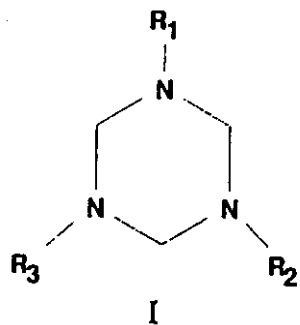
【請求項 3】

該殺生物化合物が、トリス(ヒドロキシメチル)-ニトロメタンである、請求項1に記載の組成物。

【請求項 4】

該ヘキサヒドロトリアジン化合物が、式I:

【化1】



(上記式中、R₁、R₂及びR₃は独立して、水素、C₁-C₅アルキル、C₁-C₅ヒドロキシアルキル、又は-R₄-O-R₅を有するアルコキシアルキレン基であり、ここでR₄は独立して、炭素原子数1~5のアルキレン基であり、そしてR₅は独立して、炭素原子数1~5のアルキル基である)

を有する請求項1に記載の組成物。

【請求項 5】

水系又は水含有系内の微生物を抑制する方法であって、有効量の請求項1~4のいずれか1項に記載の組成物で、該系を処理することを含む、微生物を抑制する方法。